

北海道労働局 平成31年度 行政運営方針 取組結果報告

平成31年度 行政運営方針における課題・目標・対策

I 北海道労働局における最重要課題・目標・対策

1. 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等
2. 人材確保支援や多様な人材の活躍促進

II 労働行政の重要課題・目標・対策

1. 雇用環境・均等行政の重点施策
2. 労働基準行政の重点施策
3. 職業安定行政の重点施策
4. 労働保険適用徴収行政の重点施策
5. 毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付

令和2年8月
厚生労働省北海道労働局

目次

I 北海道労働局における最重要課題・目標・対策

1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等

- (1)働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等 1
- (2)長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる
職場環境の整備等 2
- (3)パートタイム・有期雇用等雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保 4
- (4)生産性向上の推進 5

2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進

- (1)人材不足分野などにおける人材確保対策の推進及び地域雇用対策の
推進 6
- (2)女性の活躍推進等 8
- (3)高年齢者の就労支援・環境整備 10
- (4)若年者の就労支援等 11
- (5)障害者、難病患者及びがん患者等の活躍促進等 13
- (6)外国人材受入れの環境整備 14

II 労働行政の重要課題・目標・対策

1 雇用環境・均等行政の重点施策

- (1)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進 15
- (2)職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進 16
- (3)総合的なハラスメント対策の推進 18
- (4)個別労働関係紛争の解決の促進 19

2 労働基準行政の重点施策

- (1)法定労働条件の確保・改善対策 20
- (2)労働者の安全と健康確保対策の推進 21
- (3)最低賃金制度等の適切な運営等 23
- (4)労災補償対策の推進 24

3 職業安定行政の重点施策

- (1)地域の実情に即した雇用対策の推進 25
- (2)求職者の状況に応じた就職等の支援 31
- (3)民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進 33
- (4)雇用保険制度の適正な運営 34

4 労働保険適用徴収行政の重点施策

- (1)公平・的確な労働保険の運営 35

- 5 毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付 36

最重要課題	1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等
テーマ	(1)働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者等に対する支援等
取組の方向・目標	ア 中小企業・小規模事業者に対し、働き方改革への取組を支援する。 イ 「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」及び「北海道における働き方改革・雇用環境改善に向けた共同宣言」(以下「共同宣言」という。)並びに金融機関等との連携協定等に基づき、道内全体における働き方の見直しに向けた気運の醸成に取り組む。
取組結果	ア 中小企業・小規模事業者等に対する支援制度の利用促進 (ア)「北海道働き方改革推進支援センター」による支援 【実施結果】相談件数 419 件、専門家派遣申込 321 件、商工団体等への専門家派遣 180 件、セミナーの開催及び講師派遣 110 回、参加実績 3,070 名 (イ) 中小企業や事業主団体に対する助成 【利用促進】経済団体等に制度周知を図った。 (ウ) 北海道働き方改革・雇用環境改善推進協議会の開催 【開催結果】構成員の取組発表及び意見交換を行った。 (エ) 医療従事者の働き方改革の推進 【医療機関訪問回数等】訪問 118 回、個別支援等業務 209 回 イ 道内全体における働き方改革の見直しに向けた気運の醸成 (ア)「北海道働き方改革・雇用環境改善プラン」に基づく取組の推進 【進捗状況等】ホームページにおいて公表した。 (イ) 団体等への共同宣言賛同の働きかけ 【文書依頼、広報】市町村・各種団体等(798)へ道との連名依頼文 1 回発送、賛同市町村・団体等(320)のホームページ掲載 (ウ) 金融機関との協定による労働施策の周知 【新規協定締結】日本政策金融公庫北海道内9支店と締結 【働き方改革周知活動】セミナーの開催 道内2カ所(函館)(旭川)、働き方改革に関する助成金リーフレットの周知協力依頼、休暇取得促進にかかる啓発ポスター、リーフレットの配架など
今年度取組への反映の方向性	中小企業・小規模事業者が働き方改革関連法の施行に向けて円滑に対応するため、各種支援制度の利用促進やセミナー開催等による気運の醸成を図った。 今年度も働き方改革の実現に向けて支援を実施することが必要であることから、引き続き各種支援制度の利用促進を実施する。
担当部署	雇用環境・均等部企画課・指導課

最重要課題	1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等
テーマ	(2)長時間労働の是正を始めとする労働者が健康で安全に働くことができる職場環境の整備等
取組の方向・目標	<p>ア 労働時間法制の周知を図るとともに、長時間労働の是正及び過重労働による健康障害防止対策を徹底する。</p> <p>イ 改正された労働時間等設定改善指針の周知等により年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方・休み方の改善に取り組む。</p> <p>ウ 第13次防2年目となる平成31年度は、2017年(平成29年)と比較して2022年(令和4年)までに、死亡災害を20%以上減少、休業4日以上之死傷災害を5%以上減少の目標に向けて取り組むこととし、特に死亡災害については重点業種に対して労働災害防止対策を徹底し、死亡者数を12次防期間中の最小(64人)より減少させる。</p> <p>エ 産業医・産業保健機能の強化に係る安衛法の改正内容について様々な機会に周知し、その遵守を図る。</p> <p>オ 労働者数50人以上の事業場についてストレスチェックの確実な実施及び集団分析による職場環境改善を図る等のメンタルヘルス対策の取組を促進する。</p>
取組結果	<p>ア 長時間労働の是正・過重労働による健康障害防止の取組</p> <p>(ア) 労働時間法制の周知 382回(19,029企業)</p> <p>(イ) 監督指導の実施</p> <p>(ウ) 36協定未届事業場に対する相談支援 自主点検9,231件、集団的な相談支援42回(254社)</p> <p>(エ) 過労死等防止対策の推進</p> <p>a 過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 令和元年11月18日</p> <p>b 過重労働解消キャンペーン 監督指導実施223事業場</p> <p>c 過重労働解消相談ダイヤル 令和元年10月27日 34件相談</p> <p>d 「働き方改革」に向けた取組要請 140団体</p> <p>e ベストプラクティス企業への職場訪問 株式会社AIRDO</p> <p>イ 改正された労働時間等設定改善指針の周知等による働き方・休み方改善の取組の推進</p> <p>(ア) 管内主要企業の経営トップ等への働きかけ 【訪問実績】道内に本社を置く企業23社に対して働きかけた。</p> <p>(イ) 改正労働時間等設定改善指針等を通じた働き方・休み方の見直し 【訪問等実績】働き方・休み方改善コンサルタントは、147事業場への訪問及び説明会において、改正労働時間等設定改善指針を周知する等働き方・休み方の見直しを働きかけた。</p> <p>(ウ) 年次有給休暇の取得促進と勤務間インターバル制度の導入促進 【要請・周知】各種団体等(619)へ要請文を送付(1回)、市町村・各種団体等(800)へ北海道との連名による休暇取得要請文及びリーフレットの送付(年4回)、労働局HPに時期を合わせて内容を更新(4回)。</p>

	<p>【訪問等実績】働き方・休み方改善コンサルタントは、147 事業場への訪問及び説明会において、年次有給休暇の取得促進を働きかけたほか、勤務間インターバル制度の周知を図った。</p> <p>(工) 地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備の推進</p> <p>【環境整備】旭川市における年休取得環境整備事業（本省委託事業）により、旭川地区において年休取得促進の周知・広報を実施。（平成 31 年度において事業終了。）</p> <p>ウ 令和元年の死亡者数は、62 人（前年比 1 人減少）となり、過去最少であった平成 30 年の 63 人を下回り過去最少を更新し、目標を達成した。</p> <p>また、休業 4 日以上死傷者数は 6,743 人（前年比 93 人減少）となったものの、平成 29 年に比べ 1 % の増加となり、目標を達成することはできなかった。</p> <p>エ メンタルヘルス対策の推進状況について</p> <p>(ア) 実施状況</p> <p>【個別指導】 193 件</p> <p>【集団指導】 138 件、4,168 社参加</p> <p>【対象事業場への自主点検】対象 5,757 社へ実施し回答 2,854 社、回答率 49.6%</p> <p>(イ) 実施結果</p> <p>令和 2 年 4 月現在でメンタルヘルス対策への取組がある事業場の割合は以下のとおり。</p> <p>【労働者数 50 人以上の全業種】 91.7%</p> <p>【労働者数 30 から 49 人の特定 9 業種については、製造業、建設業、運輸交通業、社会福祉施設、医療保険業、卸売業、小売業、通信業、情報処理サービス業】 62.0%</p> <p>※令和 4 年度までの中期計画目標は①②を合算して 80%以上。</p> <p>令和 2 年 4 月現在では 77.7%。</p> <p>(ウ) その他</p> <p>北海道産業保健総合支援センターによる取組支援希望を自主点検等により把握し、専門家による個別訪問支援の利用促進を図った。</p> <p>【年間目標件数】 225 件に対して 170 件(利用率 75.6%)</p>
<p>今年度取組への反映の方向性</p>	<p>時間外労働上限規制の中小企業適用への円滑な施行を図っていく必要がある。併せて中小企業への支援が必要であり、引き続き、最低基準である労働基準法等の履行確保を図り、管内主要企業の経営トップ等への働きかけを行うほか、あらゆる機会を捉えて、改正労働時間等設定改善指針及び勤務間インターバル制度の周知を図るとともに、年次有給休暇の取得促進を働きかける。</p> <p>また、今年度も引き続き、計画的な個別指導・集団指導によりメンタルヘルス対策の促進を図る。</p> <p>指導に当たっては、ストレスチェックの確実な実施及びその結果に基づく職場環境の改善等内容の充実を図る必要がある。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部企画課・指導課、労働基準部監督課・安全課・健康課</p>

最重要課題	1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等
テーマ	(3)パートタイム・有期雇用等雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保
取組の方向・目標	<p>ア パートタイム・有期雇用労働法、改正労働者派遣法の円滑な施行に向けた周知等を図る。</p> <p>イ パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保及び正社員転換について、報告徴収により法の履行確保を図る。</p> <p>ウ キャリアアップ助成金の活用促進を図る。</p> <p>エ 無期転換ルールの円滑な運用を図る。</p>
取組結果	<p>ア パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法の円滑な施行</p> <p>(ア) パートタイム・有期雇用労働法</p> <p>【周知実績】主に、大企業を対象として全道7地域 12回、パートタイム・有期雇用労働法の説明会を実施した(参加714社 958名)。</p> <p>また、職業安定部需給調整事業課と連携を図り、改正労働者派遣法説明会(札幌会場 10回)において、パートタイム・有期雇用労働法の説明を行った。</p> <p>(イ) 法改正(同一労働同一賃金)説明会</p> <p>a 派遣元事業主 【開催】8回 【参加人数】758社 1,380人</p> <p>b 派遣先事業主 【開催】10回 【参加人数】401社 563人</p> <p>イ パートタイム労働法の確実な履行</p> <p>【履行実績】143事業場に訪問等して報告徴収を実施し、122事業場に対し269件の助言を実施した。また、269件の助言事項のすべてを改善させた。</p> <p>ウ キャリアアップ助成金の活用促進</p> <p>【活用促進】年金事務所主催算定基礎届説明会 35会場で周知した。</p> <p>また、全道7地域 12回実施したパートタイム・有期雇用労働法の説明会においても周知した。</p> <p>エ 無期転換ルールの円滑な運用</p> <p>【周知実績】当課が主催した各種説明会、報告徴収の場において相談ブースを設け、無期転換ルールの周知を行った。</p> <p>また、円滑な運用を促すため、無期転換ルールに関して2件の啓発指導を行った。</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>引き続き、中小企業向けにパートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法の説明会を開催するほか、関係団体等と連携し、その円滑な施行に向けた周知等を図る。</p> <p>また、大企業に対しては、パートタイム労働者及び有期労働者の均等・均衡待遇の確保及び正社員転換について、報告徴収により法の履行確保を図る。中小企業に対しては、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保及び正社員転換について、報告徴収により法の履行確保を図る。</p> <p>さらに、キャリアアップ助成金の活用促進、無期転換ルールの周知啓発を図る。</p>
担当部署	雇用環境・均等部企画課・指導課

最重要課題	1 働き方改革による労働環境の整備、生産性向上の推進等
テーマ	(4)生産性向上の推進
取組の方向・目標	<p>ア 賃金引き上げや労働時間短縮に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を行う。</p> <p>イ 雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」と企業の生産性向上への取組への支援を推進する。</p> <p>ウ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)がポリテクセンター・ポリテクカレッジに設置している生産性向上人材育成支援センターが実施する「生産性向上支援訓練」、「基礎的 IT セミナー」等の在職者向け職業訓練の周知を図る。</p>
取組結果	<p>ア 業務改善助成金及び時間外労働等改善助成金について、当局ホームページに掲載するほか関係団体等に周知及び周知依頼を行った。また、北海道働き方改革推進支援センターにおいて賃金引き上げ、時間外労働の上限規制等に係る相談を行った。</p> <p>【業務改善助成金申請件数】 27 件</p> <p>【時間外労働等改善助成金申請件数】 426 件</p> <p>イ 魅力ある職場づくりのために労働環境の向上等を図り人材の確保・定着を目的とする人材確保等支援助成金の周知。</p> <p>【人材確保等支援助成金の申請件数】 158 件</p> <p>【人材確保等支援助成金の支給決定件数】 141 件</p> <p>ウ パンフレット「人材開発支援策」のご案内(厚生労働省作成)及び「生産性向上支援訓練のご案内」(生産性向上人材育成支援センター作成)の配付によるハローワーク利用事業主等への周知。</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>今年度においても引き続き業務改善助成金及び働き方改革推進支援助成金について積極的な周知を行う。また、北海道働き方改革推進支援センターにおいても助成金活用に関する相談を随時受け付ける。</p> <p>また、人材確保等支援助成金の利用促進、生産性向上訓練等の在職者向け訓練について、事業主等に積極的に周知する。</p>
担当部署	雇用環境・均等部企画課・指導課、職業安定部職業対策課・訓練室

最重要課題	2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進
テーマ	(1)人材不足分野などにおける人材確保対策の推進及び地域雇用対策の推進
取組の方向・目標	<p>ア 人材確保対策として、求職者に対するこれら分野の魅力の発信、求人者ニーズを踏まえた求人充足支援等を積極的に展開するとともに、関係機関と連携したマッチング促進に向けた取組を行う。</p> <p>イ 地域の自発性を生かしつつ、雇用機会の創出を推進する。</p>
取組結果	<p>ア 人材確保対策分野に係る求職者・求人者への支援及び関係機関と連携したマッチングの促進</p> <p>人材確保対策コーナーによる支援</p> <p>【就職面接会】 27 回開催、562 人参加（札幌所）</p> <p>【職場見学会】 17 回開催、233 人参加（ 〃 ）</p> <p>【介護セミナー】 11 回開催、163 人参加（ 〃 ）</p> <p>【ミニ求人説明会】 20 回開催、47 人参加（函館所）</p> <p>(ア) 福祉分野（介護、看護、保育）の支援</p> <p>a 北海道福祉人材センター・ハローワーク連携事業連絡調整会議の開催 【開催日】令和元年6月7日（金）</p> <p>b 北海道ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議の開催 【開催日】令和元年6月7日（金）</p> <p>c 保育士マッチング強化プロジェクトの取組</p> <p>d 保育園ミーティングの開催</p> <p>【開催結果】</p> <p>令和元年9月1日（日） 来場者数 179 事業所数 148 面談件数 522 就職者数 16</p> <p>令和元年12月8日（日） 来場者数 168 事業所数 199 面談件数 423 就職者数 30</p> <p>令和2年2月2日（日） 来場者数 89 事業所数 107 面談件数 210 就職者数 17</p> <p>(イ) 福祉分野以外（建設、運輸、警備）の支援</p> <p>a 北海道人材確保対策推進協議会「建設、警備、運輸」部会の開催 【開催日】令和元年6月24日（月）</p> <p>b 北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会による関係機関との連携等 【開催回数】2回 【開催日】令和元年8月7日、令和2年1月28日</p> <p>イ 地域の自発性を生かした雇用機会の創出</p> <p>(ア) 地域雇用活性化推進事業</p> <p>【事業の活用へ向けた情報の提供】</p> <p>a 北海道内全 179 市町村へメールにより資料を提供。（令和元年12月）</p> <p>b 自治体向け説明会を1回開催。（11自治体参加）</p>

	<p>【実施中の自治体への取り組み支援】</p> <p>a 事業主や求職者ニーズに係る雇用状況情報の協議会への提供。(随時)</p> <p>b 協議会への事業進捗に係る助言等の援助。(随時)</p> <p>(イ) 地域活性化雇用創造プロジェクト</p> <p>a 北海道地域活性化雇用創造プロジェクト協議会への参加。(1回)</p> <p>b 北海道が実施するセミナー等イベントの周知に係る協力。(随時)</p>
<p>今年度取組への反映の方向性</p>	<p>ア 人材不足が深刻化している福祉、建設、警備及び運輸等の分野等に対してハローワークにおけるマッチング支援の強化と、関係機関と連携した人材確保支援の充実を図ってきたところである。</p> <p>今年度も求職者に対する人材不足分野の魅力の発信、求人者ニーズを踏まえた求人充足支援等を積極的に行うとともに、関係機関と連携したマッチング促進に向けた取組を行う。</p> <p>イ(ア) 地域雇用活性化推進事業並びに実践型地域雇用創造事業の実施地域への雇用活性化の取組を支援するとともに、地域雇用活性化推進事業への応募検討地域及び採択地域に対して効果的に事業が実施されるよう地域雇用活用化支援アドバイザーを活用しながら協力、連携を図ってきた。</p> <p>今年度も同様に取り組むこととする。</p> <p>(イ) 北海道と効果的な事業が実施されるように連携を図ってきた。</p> <p>今年度も同様に取り組むこととする。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課・職業対策課</p>

最重要課題	2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進
テーマ	(2)女性の活躍推進等
取組の方向・目標	<p>ア 女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画策定等が義務付けられている 301 人以上企業について、策定・届出の履行確保を図るとともに、課題の改善に当たって必要な助言を行う等、法に基づく取組の実効性確保を図る。また、300 人以下の中小企業について、女性の活躍推進の取組の加速化を図る。さらに、多くの企業が「えるぼし認定」を目指すよう働きかける。</p> <p>イ 子育てと仕事の両立を望む女性等にマザーズハローワーク等において、一人ひとりの希望や状況に応じたきめ細かな就職支援を行う。</p> <p>ウ ひとり親に対して家庭環境等に配慮した就労支援を行う。</p>
取組結果	<p>ア 女性活躍推進法の実効性確保</p> <p>(ア) 一般事業主行動計画等の策定促進等 【R2.3.31 策定届率】 99.8% (527/528) 【未届等企業へ報告徴収】 40 社 【未届等企業へ通知文・個別電話】 49 社 【終期企業へ通知文・個別電話】 71 社 (3/31 終期企業 68 社改正法周知) 【認定相談・認定取下企業フォローによる来年度申請予定企業】 5 社 【改正法チラシによる周知】 1,631 社 101 人以上の企業 ※周知文・改正法チラシでデータベースの活用を促す</p> <p>(イ) 中小企業における女性活躍推進に向けた取組の促進 【道中小企業団体中央会を通じた委託セミナー案内】 1,400 社 【改正法チラシによる周知】 1,631 社 101 人以上の企業 【助成金等周知】 事業主団体等に周知。</p> <p>イ マザーズハローワーク札幌及び道内ハローワークのマザーズコーナーにおいて、子育てがしやすい求人情報の提供、託児付きセミナーの実施、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施した。 【男女共同参画センターと共催の「パソコン短期セミナー」(5日間)】 12 回開催、参加者数 218 名 (うち託児利用者延べ 150 名) 【担当者制による重点支援対象者の就職率】 93.7%で目標値を 1.0p 上回った (目標値は 92.7%)。</p> <p>ウ ひとり親に対する就労支援の実施</p> <p>(ア) 「出張ハローワーク！ひとり親就職キャンペーン」による集中的な周知の実施 【地方公共団体による広報】 109 地方公共団体 【臨時職業相談窓口の開設】 16 市区町 17 か所</p> <p>(イ) 「ひとり親就職サポート事業」による個別支援の実施 【支援対象者】 2,397 人 【就職者】 1,561 人 (就職率 65.1%)</p>

<p>今年度取組への反映の方向性</p>	<p>ア 改正女活法について、301人以上の企業には終期企業への通知文・個別電話による説明、300人以下の企業には次世代法の一般事業主行動計画の終期企業への通知文で改正女活法の周知文を同封し、さらに個別電話による説明を行った。また、法改正による認定基準の一部変更の周知等えるばし認定相談企業等へのフォローを行なった。</p> <p>今年度は、改正女活法の周知、履行確保のため引き続き実効性のある取組を実施する。</p> <p>イ 引き続き、子育てと仕事の両立を望む女性等にマザーズハローワーク等において、子育てがしやすい求人情報の提供や、託児付きセミナーの実施、担当者制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介等の就職支援を実施する。また、女性の就業支援について、北海道・札幌市とも連携して実施する。</p> <p>ウ 引き続き、ハローワークと地方公共団体が連携して、「ひとり親就職サポート事業」によるひとり親の自立支援に取り組む。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部企画課・指導課、職業安定部職業安定課・訓練室</p>

最重要課題	2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進
テーマ	(3)高年齢者の就労支援・環境整備
取組の方向・目標	ア 企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進を図る。 イ 高年齢者の再就職支援の充実・強化を図る。 ウ 地域における就業機会の確保に向けた取組の強化を図る。
取組結果	<p>ア 企業における高年齢者の定年延長・継続雇用の促進 (ア) 65歳までの高年齢雇用確保措置のある企業の状況 【雇用確保措置済企業数】6,185社(31人以上企業規模) (イ) 雇用・能力開発機構との連携による事業所訪問指導 【訪問指導事業所数】1,625社</p> <p>イ 高年齢者の再就職支援の充実・強化 (ア) 生涯現役支援窓口(道内9所)の状況 【65歳以上の就職目標件数】1,007件 【65歳以上の就職数】1,101件 【目標達成率】109.3% (イ) 高年齢者スキルアップ・就職促進事業の状況 【技能講習受講者数】103名 【就職者数】57人 【就職率】57.43%</p> <p>ウ 地域における就業機会の確保に向けた取組 (ア) 生涯現役促進地域連携事業 【実施地域】4地域(旭川、帯広、室蘭、紋別) (イ) シルバー人材センター事業 【新規会員数目標】140人 【新規会員数】253人 【目標達成率】180.7%</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>高年齢者の就労・社会参加の促進を図るため、企業における65歳超の継続雇用延長や高年齢者の再就職支援、地域における就業機会の確保に努めてきたところである。</p> <p>今年度は70歳までの就業機会確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法の改正を踏まえ気運の醸成を更に図るとともに、高年齢者の再就職支援や地域における就業機会の確保の取組を引き続き実施する。</p>
担当部署	職業安定部職業対策課

最重要課題	2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進
テーマ	(4)若年者の就労支援等
取組の方向・目標	<p>ア 新規学卒者の就職内定率について、前年度実績以上を目指す。</p> <p>イ フリーター等の正社員就職数について、11,680人以上を目指す。</p> <p>ウ 北海道労働政策協定に基づく「みらいっぽ(北海道わかもの就職応援センター)」を拠点とした取組を始め、北海道との連携による若年者就職支援に、全道的に取り組む。</p>
取組結果	<p>ア 新規学卒者の就職支援</p> <p>(ア) 新規高卒者に対する就職支援</p> <p>【学卒ジョブサポーターによる支援】 随時</p> <p>【高校生就職面接会】</p> <p>全道9か所において10回開催、参加事業所数 533 社 来場者 508 人 就職者 391 人</p> <p>【令和2年3月末の就職率】 98.6% (前年同月 98.4%)</p> <p>(イ) 新規大卒者等に対する就職支援</p> <p>【大学生等企業説明会・就職面接会】</p> <p>札幌において3回開催、参加事業所数 407 社、来場者 339 人 就職者 58 人</p> <p>8/23 (金) 参加事業所数 207 社、来場者数 183 人、就職者数 23 人 10/6 (日) 参加事業所数 100 社、来場者数 75 人、就職者数 10 人 1/30 (木) 参加事業所数 100 社、来場者 81 人、就職者数 25 人</p> <p>【令和2年3月末の就職率】</p> <p>大学 94.7% (前年同月 95.2%) 短期大学 97.2% (前年同月 96.2%) 高等専門学校 100.0% (前年同月 99.8%) 専修学校 96.7% (前年同月 96.7%)</p> <p>イ フリーターや就職氷河期世代に対する正社員就職に向けた支援</p> <p>【令和2年3月末現在の就職者件数】 10,716 件 (前年同月 11,726 件)</p> <p>札幌わかものハローワーク 553 件 (前年同月 689 件) わかもの支援窓口 (全道6か所) 778 件 (前年同月 930 件)</p> <p>【道内9か所の地域若者サポートステーション (サテライトを含む) との連携】</p> <p>ウ 北海道労働政策協定に基づく「みらいっぽ (北海道わかもの就職応援センター)」の取組、北海道との連携による若年者就職支援</p> <p>【「みらいっぽ」の就職件数】 3,121 件 (前年同月 4,988 件)</p> <p>【道内5か所のジョブカフェ地方拠点における一体的な就職支援の実施】</p>

今年度取組への反映の方向性

新規学卒者に対しては、業種、職種によるミスマッチが生じているため、学校等と密に連携しながら、早期から職業意識形成に取り組むとともに、マッチングによる就職支援を行ったところである。

また、若年者に対しては、早期離職率が高く、フリーターになっている者や未内定のまま卒業した者の多くが不安定な非正規雇用を繰り返すフリーターになることが懸念されるため、関係機関と連携を図り、これらの若者が正社員として就職し、職場定着が図られるよう支援を行ってきたところである。

今年度もみらいっぽ（北海道わかもの就職応援センター）を拠点とした就職支援をはじめ、ジョブカフェ地方拠点においては、ハローワークと一体となった就職支援を行うとともに、若年者地域連携事業により、北海道と連携した効果的な就職支援を展開する。

担当部署

職業安定部職業安定課

最重要課題	2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進
テーマ	(5)障害者、難病患者及びがん患者等の活躍促進等
取組の方向・目標	ハローワークの紹介による障害者の就職件数について前年度実績以上を目指す。
取組結果	<p>ア 障害者の雇用状況（ハローワークによる職業紹介状況） 【新規求職者申込件数】10,360件 【就職件数】4,728件 【目標達成率】96.1%</p> <p>イ 就職から職場定着までの「チーム支援」の実施 【支援対象者】1,329件 【就職件数】721件</p> <p>ウ 精神障害者雇用トータルサポーターによる支援 【就職件数】52件</p> <p>エ 医療機関との連携（札幌市内6医療機関と連携） 【就職件数】19件</p> <p>オ 障害者就職支援ナビゲータ（発達障害者分（2所に配置））による支援 【就職者数】87人</p> <p>カ 発達障害者雇用トータルサポーター（1所に配置）による支援 【就職件数】33件</p> <p>キ 難病患者就職サポーターによる支援 【支援対象者】1,517人 【就職件数】90件</p> <p>ク がん等の長期にわたる治療等が必要な疾患を持つ求職者に対し、病院と連携して行う就職支援を札幌・函館・旭川・釧路の4地域15拠点で実施。 【支援対象者】340人 【就職件数】113人（昨年度同期112人）</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>令和元年度の障害者雇用状況報告の結果（就職件数対前年度比4.0%減、目標未達成）を踏まえ、法定雇用率未達成企業・公的機関への計画的な指導を実施するとともに、特に障害者雇用0人企業に対しては、関係機関との連携による提案型の支援に努め、求職者に対してはきめ細かな職業相談・職業紹介に努めるほか、障害者の職場定着を図るため「精神・発達障害者仕事サポーター養成講座」を開催（R2：10回開催予定）する。</p> <p>また、訓練実施機関と連携を密にし、求職者の状況に応じた、効果的な職業訓練の受講あっせん、就職支援を行う。</p> <p>がん等の長期の治療が必要な疾患を持つ求職者に対しても、引き続き就職支援を実施する。</p>
担当部署	職業安定部職業安定課・職業対策課

最重要課題	2 人材確保支援や多様な人材の活躍促進
テーマ	(6)外国人材受入れの環境整備
取組の方向・目標	<p>ア 監督指導等により外国人労働者等の法定労働条件及び安全衛生の履行確保を図る。</p> <p>イ 外国人雇用状況届出制度の周知・徹底を進め、外国人労働者の雇用実態の正確な把握に努め、雇用管理の改善を進める。</p> <p>ウ 留学生の就職支援の更なる展開と支援体制の強化を図る。</p>
取組結果	<p>ア 外国人労働者等の適正な労働条件及び安全衛生の確保</p> <p>(ア) 監督指導の実施</p> <p>(イ) 「技能実習法に係る北海道地区地域協議会」の開催</p> <p>(ウ) 外国人労働者相談コーナーを開設 労働局にベトナム語、函館署及び釧路署に中国語対応</p> <p>(エ) 「安全衛生啓発用小冊子」(ベトナム語、中国語)を作成</p> <p>イ 外国人雇用状況届出制度の周知・徹底</p> <p>【外国人雇用事業所訪問件数目標】144件</p> <p>【外国人雇用事業所訪問件数】142件</p> <p>【達成率】98.6%</p> <p>ウ 留学生の就職支援</p> <p>(ア) 留学生コーナーの活用状況</p> <p>【新規求職者数】52件</p> <p>【相談件数】281件</p> <p>【就職件数】37件</p> <p>【就職率】71.2%</p> <p>(イ) 外国人雇用管理アドバイザー(留学生支援分)の活動状況</p> <p>【相談件数】50件</p> <p>(ウ) 外国人留学生サポート事業について</p> <p>【セミナー・相談会】9回</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>外国人材の受け入れ環境整備のため、監督指導の実施、外国人雇用状況制度の周知徹底や留学生の就職支援に努めてきたところである。</p> <p>引き続き、外国人労働者等の適正な労働条件の確保や労働災害防止、雇用実態の正確な把握や留学生の就職支援に積極的に取り組む。</p>
担当部署	労働基準部監督課・安全課、職業安定部職業対策課

重要課題	1 雇用環境・均等行政の重点施策
テーマ	(1)雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進
取組の方向・目標	性別による差別の禁止及び妊娠等を理由とする不利益取扱い禁止に係る法違反事案に厳正に対応し、報告徴収における指導事項の是正率を年度末において9割以上とする。
取組結果	<p>ア 男女雇用機会均等法の実効性確保</p> <p>(ア) 性別による差別及び妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いへの厳正な対応 【指導実績】</p> <p>264 事業所に訪問するなどして、198 事業所に対し 475 件の助言を行った。475 件の指導事項のうち、471 件を是正させた（是正率 99.2%）。</p> <p>(イ) 紛争解決の援助等 【援助実績】</p> <p>4 件の紛争解決援助の申立てを受け、4 件完結した。うち、1 件は性別による差別（セクハラ）に関するものであり、3 件は妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関するものであった（完結率 100%）。</p>
今年度取組への反映の方向性	引き続き、性別による差別の禁止及び妊娠等を理由とする不利益取扱い禁止に係る法違反事案に厳正に対応し、報告徴収における指導事項の是正率を年度末において9割以上とすべく取り組む。
担当部署	雇用環境・均等部指導課

重要課題	1 雇用環境・均等行政の重点施策
テーマ	(2)職業生活と家庭生活の両立支援対策の推進
取組の方向・目標	<p>ア 育児休業取得等を理由とした不利益取扱いに対する的確な是正指導と中小企業への規定整備等の支援により、育児・介護休業法の履行確保を図る。</p> <p>イ 次世代育成支援対策推進法に基づき、101人以上企業における一般事業主行動計画の策定・届出の完全履行を図る。くるみん認定・プラチナくるみん認定の申請に向けた一般事業主行動計画の策定を積極的に働きかける。</p>
取組結果	<p>ア 育児・介護休業法の確実な履行及び周知</p> <p>(ア) 育児・介護休業法の履行確保及び育児休業等を理由とする不利益取扱い等への厳正な対応</p> <p>不利益取扱いが禁止されていることについて、周知用資料を年度更新手続き会場で配布するとともに、母子手帳交付窓口において妊婦に配付することにより周知を行った。</p> <p>育児・介護休業法（以下「育介法」という。）に基づく報告徴収に計画的に取り組む、相談を端緒とした事案を含め256事業所に対し実施し、うち246事業所に対して助言を行った。中小企業への規定整備等の支援を746件助言し、99%の事業所について是正を確認した。</p> <p>なお、育介法第52条の4に基づく紛争解決援助、育介法第52条の5に基づく調停について利用を勧奨したが、両制度とも利用がなかった。</p> <p>【助成金周知】事業主団体等に対して周知した。</p> <p>(イ) 中小企業の労働者、非正規雇用労働者等に対する育児・介護休業法の周知の徹底</p> <p>母子手帳交付窓口において、妊婦に配付することにより、中小企業の労働者、非正規雇用労働者等に育介法の周知を図った。</p> <p>また、令和3年1月に改正される育介法施行規則及び指針について、1,631事業所に周知を行うとともに、改正労働施策総合推進法等説明会の場で資料を配付するとともに、説明を行った。</p> <p>(ウ) 両立支援に取り組む事業主に対する支援</p> <p>あらゆる機会をとらえ「両立支援のひろば」や「パパ・ママ育休プラス」等について周知を図った。また、事業主団体へ助成金周知を依頼するほか、当局ホームページに助成金内容を掲載し、周知を図った。</p> <p>【両立支援等助成金申請件数】356件（平成30年度242件）</p> <p>イ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出等の完全履行及び認定企業の拡大</p> <p>【R2.3.31 策定届率】99.9%（1709/1711） 101人以上企業（内訳）101～300人99.8%（1181/1183） 301人以上100%（528/528）</p>

	<p>【未届・未更新企業へ通知文・個別電話】 128 社 【終期企業へ通知文・個別電話】 453 社 【認定相談・認定取下企業フォローによる申請予定企業】 令和2年度申請予定(5社) 令和3年度申請予定(5社)</p>
<p>今年度取組への反映の方向性</p>	<p>引き続き母子手帳交付窓口を活用した育介法周知資料を交付することにより、中小企業の労働者、非正規雇用労働者等への周知を実施する。</p> <p>両立支援に取り組む事業主には、仕事と介護の両立支援や男性の育児休業取得を促進するため、助成金制度等について広く周知を行う。</p> <p>また、法違反の疑いがある事案については、積極的に報告徴収、紛争解決援助及び調停の利用を引き続き勧奨する。</p> <p>改正育介法施行規則及び指針について、労働施策総合推進法等説明会の場を活用し、周知を図っていく。</p>
<p>担当部署</p>	<p>雇用環境・均等部企画課・指導課</p>

重要課題	1 雇用環境・均等行政の重点施策
テーマ	(3)総合的なハラスメント対策の推進
取組の方向・目標	<p>ア 職場におけるセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置の履行確保を図る。</p> <p>イ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備を図る。</p>
取組結果	<p>ア 職場におけるハラスメント対策の推進 【履行確保】 264 事業所に訪問するなどして、198 事業所に対し 475 件の助言を行った。うち、職場におけるセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントに関して 212 件の助言を行い、208 件を是正させた。</p> <p>イ 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備 【周知実績】 令和2年6月1日からパワーハラスメント対策が義務化される（中小企業は令和4年4月1日）ことから、道内各地において当局主催の説明会を開催（3地域）し、企業に対して「職場におけるパワーハラスメント防止対策」の必要性や具体的な取組内容等を説明した。 また、新型コロナウイルス感染症予防のため、説明会を中止した地域においては、出席予定企業へ架電し、説明会資料を当局ホームページに掲載したことを案内した。</p>
今年度取組への反映の方向性	引き続き、職場におけるセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止措置の履行確保を図るほか、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた環境整備を図る。
担当部署	雇用環境・均等部指導課

重要課題	1 雇用環境・均等行政の重点施策
テーマ	(4)個別労働関係紛争の解決の促進
取組の方向・目標	<p>ア 総合労働相談コーナーの機能強化を図る。</p> <p>イ 効果的な助言・指導の実施に努める。また、あっせんについては、被申請者に対する参加勧奨を積極的に実施するとともに、あっせん申請受理後、2か月以内の完結率が85%以上となるよう、紛争の迅速な解決に努める。</p> <p>ウ 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催等により、労働相談機関や紛争解決機関との連携を図る。</p>
取組結果	<p>ア 総合労働相談コーナーの機能強化 新規採用総合労働相談員に対し、採用後1週間以内に新任総合労働相談員研修を実施した。また、全道総合労働相談員会議において、具体的な事例研究を行い実務能力の向上を図った。加えて、北海道紛争調整委員会委員を講師として、あっせん業務に係る留意事項についての研修を行うとともに、札幌簡易裁判所裁判官による民事調停の実務研修を実施した。このほか、総合労働相談員に対する業務指導を適宜実施し、資質の向上を図った。</p> <p>イ 効果的な助言・指導の実施及びあっせんの実施 助言・指導は、99%が受理後1か月以内に完結しており迅速に実施している。あっせんは、一部が新型コロナウイルス感染症防止のため開催延期となり、2か月以内の完結率は77%であった。</p> <p>ウ 関係機関・団体との連携 令和2年2月に労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会主催の「個別労働紛争解説セミナー」を開催し、主に企業を対象として個別労働紛争の防止及び解決に向けた研修と情報提供を行った。 あっせん打ち切り通知書送付の際には、他の労働相談機関や紛争解決機関（労働審判制度、北海道労働委員会、法テラス等）のリーフレットを同封し、関係機関で解決が図られるよう情報提供を行っている。</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>あっせん、助言・指導の受理時に、全件、雇用環境・均等部指導課との事前協議を実施することにより、総合労働相談員に対し、必要な指導と情報提供を行う。</p> <p>新型コロナウイルス感染症防止のため開催延期となった件についても、あっせん受理後の参加意思確認や日程確認を迅速に行うことにより、速やかに実施するよう努める。</p> <p>労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催、一般企業向けセミナーの共同開催等により、引き続き労働相談機関や紛争解決機関との連携を図る。</p>
担当部署	雇用環境・均等部指導課

重要課題	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(1)法定労働条件の確保・改善対策
取組の方向・目標	<p>ア 賃金不払残業の防止を始めとする法定労働条件の履行確保を図る。</p> <p>イ 中小企業の立場にたつて、法令や労務管理についてきめ細やかな相談・支援を行う。</p> <p>ウ トラック運転者、技能実習生等の労働条件の確保については、関係機関と連携を図りつつ効果的に推進する。</p>
取組結果	<p>ア 法定労働条件の履行確保 監督指導の実施 5,864 件（違反率 62.9%）（平成 31 年/令和元年）</p> <p>イ 中小企業への支援 労働時間法制の周知 382 回（19,029 企業）【再掲】</p> <p>ウ トラック運転者、技能実習生等の労働条件の確保</p> <p>（ア）トラック運転者</p> <p> a 監督指導の実施</p> <p> b 「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」の開催</p> <p>（イ）技能実習生</p> <p> a 監督指導の実施【再掲】</p> <p> b 「技能実習法に係る北海道地区地域協議会」の開催【再掲】</p> <p> c 外国人労働者相談コーナーを開設 労働局にベトナム語、函館署及び釧路署に中国語対応【再掲】</p>
今年度取組への反映の方向性	引き続き、事業場における基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立を図らせ、これを定着させる。
担当部署	労働基準部監督課・安全課

重要課題	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(2)労働者の安全と健康確保対策の推進
取組の方向・目標	<p>ア 労働災害が増加傾向にある又は減少がみられない陸上貨物運送事業及び第三次産業における労働災害、転倒災害を始めとした業種横断的な労働災害並びに労働災害防止団体を構成しない業種の労働災害の防止のため、重点的な取組を推進し、①死亡者数を平成 29 年と比較して、20%以上減少させる。②休業4日以上死傷者数について、平成 29 年と比較して、5%以上減少させる。</p> <p>イ 化学物質による労働災害防止対策、石綿健康障害予防対策、受動喫煙防止、粉じん障害防止対策を推進する。</p> <p>ウ 治療と仕事の両立を支援する社会的仕組みづくりに取り組む。</p>
取組結果	<p>ア 業種横断的な労働災害防止の取組として、転倒災害、高所における除雪作業による墜落災害、交通事故、一酸化炭素中毒防止を重点とした、「北海道冬季ゼロ災運動」を12月から展開し、冬季災害防止対策の徹底を図った。</p> <p>陸上貨物運送事業については、9月に陸災防が主催する荷主に対する災害防止講習会に出席し、荷役作業中の労働災害対策の推進を図った。</p> <p>また、第三次産業においては、10月から12月にかけて社会福祉施設、小売業、飲食店に対し、労災防止連絡会議の実施のほか、労災防止講習会、安全管理セミナーに出席し、店舗・施設における安全衛生水準の向上を図った。</p> <p>これらへの重点的な災害防止の取組を展開した結果、令和元年の死亡者数は、過去最少であった平成30年の63人を下回る62人となり目標を達成した。</p> <p>一方、休業4日以上死傷者数は6,743人となり前年より93人減少したものの、平成29年比1%の増加となった。</p> <p>イ 化学物質・石綿・受動喫煙・粉じん障害防止対策について</p> <p>化学物質・石綿・粉じん対策については、計画的に監督指導等を実施した（化学物質154件、石綿208件、粉じん128件）。</p> <p>受動喫煙防止対策については、助成金（92件支給）により事業者を支援するとともに、新たに令和元年7月に策定された「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の周知を各種115団体に要請した。</p> <p>また、各署が実施した集団指導等（485回）においてもリーフレットを配布して周知した。</p> <p>ウ 「北海道地域両立支援推進チーム協議会」を7月に開催し、8月に関係団体（10団体）に対し、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」を周知した。</p>

<p>今年度取組への反映の方向性</p>	<p>労働災害の発生動向を的確に捉えた上で効果的な労働災害防止対策の推進を図る。</p> <p>化学物質対策に係る3か年計画(令和2年度から令和4年度)、石綿の事前調査新設等の改正周知、粉じん対策については、引き続き計画的な監督指導等を実施する。受動喫煙防止対策については、助成金による支援のほか、北海道と連携等によりガイドラインの周知を図る。</p> <p>両立支援ガイドライン等について、幅広く周知を図るとともに、助成金制度等を活用して両立支援への取組を浸透させる。</p>
<p>担当部署</p>	<p>労働基準部安全課・健康課</p>

最重要課題	2 労働基準行政の重点施策
テーマ	(3)最低賃金制度等の適切な運営等
取組の方向・目標	<p>ア 最低賃金の周知・徹底及び履行確保を効果的に推進する。周知に当たっては最低賃金額の市町村広報誌への掲載率 100%とするとともに、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への各種支援策の利用促進に局内各部と連携して取り組む。</p> <p>イ 最低工賃の実効性を確保するため「第 13 次最低工賃新設・改正計画」に基づき計画的に検討を行うとともに、危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保を図る。</p>
取組結果	<p>ア 最低賃金の周知・徹底及び履行確保の推進</p> <p>(ア) 最低賃金周知広報と履行確保の推進</p> <p>【広報誌掲載依頼】 1,087 団体</p> <p>【市町村広報誌掲載】 179 市町村のうち 167 件 (掲載率 93%)</p> <p>【ポスター・リーフレット等配布】 延 4,914 団体</p> <p>【最低賃金履行確保監督指導】</p> <p>令和 2 年 1 月から 3 月に監督指導を実施した。</p> <p>(イ) 中小企業・小規模事業者への各種支援策</p> <p>【各種助成金リーフレット配布】 延 1,988 団体</p> <p>イ 家内労働者の安全及び衛生の確保</p> <p>【家内労働安全衛生指導員による委託者への訪問指導】</p> <p>実施 10 件 改善指導 4 件 (全件、改善意向を確認。)</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>最低賃金の周知・徹底及び履行確保の推進、及び最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への各種支援策の周知に取り組んだところであるが、市町村広報誌への掲載率が 93%となり未達成であった。</p> <p>今年度も最低賃金にかかる周知等、各種取組について、引き続き継続して実施する。特に市町村広報誌掲載率について、今年度は市町村に対し早めの掲載時期の確認と督促回数を増やすなどし、100%を目指す。</p> <p>「第 13 次最低工賃新設・改正計画」に基づき和服裁縫業最低工賃改正にかかる円滑な審議運営を行う。</p> <p>家内労働安全衛生指導員による委託者への訪問指導を計画的に行う。</p>
担当部署	労働基準部賃金室

重要課題	2 労働基準行政の重要施策
テーマ	(4)労災補償対策の推進
取組の方向・ 目標	<p>脳・心臓疾患及び精神障害を含む業務上疾病事案は、的確な進行管理により、請求書受付から6か月以内に決定するよう努める。</p> <p>請求件数が増加している中においても、年度末における6か月を超える長期未処理事案については、平成 29 年度の 24 件以下となるよう早期処理に努める。</p>
取組結果	<p>局と署が連携して長期未決事案の早期解消に向けて取り組んだ結果、年度末における6か月を超える長期未処理事案件数については 23 件（①脳・心臓疾患 2 件 ②精神障害 8 件 ③石綿関連疾患 5 件 ④その他 8 件）と、目標を達成した。</p>
今年度取組 への反映の 方向性	<p>今年度も引き続き脳・心臓疾患及び精神障害を含む業務上疾病事案は、的確な進行管理により、請求書受付から6か月以内に決定するよう努め、年度末における6か月を超える長期未処理事案については、令和元年度の 23 件以下となるよう早期処理に努める。</p>
担当部署	労働基準部労災補償課

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1)地域の実情に即した雇用対策の推進
取組の方向・目標	ア 職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進 良質求人確保と求人充足支援の強化を図り、求人充足件数 56,719 件以上、就職件数(常用)57,510 件以上、雇用保険受給資格者の早期再就職件数 21,300 件以上を目指す。
取組結果	ア 求人充足支援の強化等による求人サービスの充実 【充足件数】 54,380 件 目標達成率 95.9% 【正社員求人数】 176,771 件 目標値 188,985 件 目標達成率 93.5% イ 積極的な就職支援、相談窓口の利用促進 【就職件数】 55,170 件 目標達成率 95.9% ウ 雇用保険受給者の早期再就職促進 【早期再就職件数】 23,935 件目標値 21,300 件 目標達成率 112.4%
今年度取組への反映の方向性	引き続き、正社員求人の確保に向けた取り組みを実施し、良質求人の確保と求人充足支援により目標達成を目指す。 ミニ面接会や管理選考を積極的に実施することや、求人充足会議、事業所訪問、求人担当者制により求人充足数を高める。 応募書類の作成支援や模擬面接などの就職支援メニューの周知を徹底し積極的に支援を行うとともに、相談窓口の利用促進を図り、就職件数を高める。 雇用保険受給者に対しては、早期再就職の促進に取り組む。
担当部署	職業安定部職業安定課

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1)地域の实情に即した雇用対策の推進
取組の方向・目標	<p>イ 職業能力開発による就職等支援</p> <p>ア 潜在的な対象者等に対し公的職業訓練の周知・広報を行うとともに、地域ニーズに応じた訓練コースの設定を行い、適切な受講あっせんに努め、訓練受講者に対する就職支援を積極的に行う。</p> <p>公的職業訓練の訓練修了3か月後の就職件数 3,009 人以上を目指す。就職率は、公共職業訓練の「施設内訓練」で 80.0%以上、「委託訓練」で 75.0%以上を、また、求職者支援訓練の「基礎コース」で 60.0%以上、「実践コース」で 65.0%以上を目指す。</p> <p>イ ジョブ・カード制度の普及・活用促進を図る。</p> <p>ウ 人材開発支援助成金の活用により、労働者のキャリア形成の促進を支援する。</p>
取組結果	<p>ア 訓練受講者及び受講修了者に対する就職支援による就職促進</p> <p>(ア) 公共職業訓練受講修了者の就職件数及び就職率</p> <p>【就職件数】 2,985 人 【就職率】 施設内 85.6%・委託 72.6%</p> <p>(イ) 求職者支援訓練修了者の就職件数及び就職率</p> <p>【就職件数】 708 人</p> <p>【就職率】「基礎コース」67.9%、「実践コース」63.9%</p> <p>※ 平成 30 年 10 月から令和元年 9 月に公的職業訓練を修了した者のうち修了後 3 か月までに就職した者の数</p> <p>イ ジョブ・カード取得の促進</p> <p>【ジョブ・カード取得者数】 12,257 人 ※令和 2 年 3 月まで</p> <p>ウ 人材開発支援助成金の周知が進み安定的に活用されている</p> <p>(計画申請件数 2,775 件)。</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>ア 受講者の確保が喫緊の課題であることを鑑み、積極的な周知・広報による訓練受講者数の確保を主たる取組として、適切な受講あっせん及び訓練期間中からの積極的な就職支援の実施により就職件数の増加を図る。</p> <p>イ 応募書類としての利用のみならず、キャリア・プランの作成のためのツールとしての活用を促すための周知・広報を積極的に実施し、取得者数の増加を図る。</p> <p>ウ 人材開発支援助成金等の活用による人材育成と労働者のキャリア形成を促進するため、関連する制度や機関の周知を図る。</p>
担当部署	職業安定部訓練室

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1)地域の実情に即した雇用対策の推進
取組の方向・目標	<p>ウ 地方公共団体等と一体となった雇用対策の推進</p> <p>ア 地方公共団体等との連携・協力関係をより強化し、一体となった就職支援を推進する。</p> <p>イ 地域雇用開発助成金の活用により、雇用機会の創出を推進する。</p>
取組結果	<p>ア 地方公共団体との連携・協力による一体的実施</p> <p>(ア) 北海道と当局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で締結した「平成31年度北海道労働政策協定」に基づき、多様な働き手に対する就職支援、産業振興と雇用創出の一体的な取組、職業能力開発機会の拡大とキャリア形成に向けた支援、就業環境整備の推進等に取り組んだ。</p> <p>(イ) 札幌市と締結した「平成31年度札幌市雇用対策協定に基づく事業計画」に基づき、包括的な求職者・求人者支援、女性の活躍推進及び雇用環境の改善、若年者に対する就職支援と人口還流に向けた取組、高齢者の掘り起し及び雇用機会の拡大に取り組んだ。</p> <p>(ウ) 地方自治体からの提案を基に国と地方自治体との間で協定を締結し、事業目標を定め、国が行う雇用施策と地方自治体が行う業務の一体的実施事業を実施した（北海道2か所、札幌市9か所、函館市2か所、旭川市2か所、北見市1か所、釧路市1か所の他、委託事業を実施）。</p> <p>a 委託事業（北海道）</p> <p>(a) 新規高等学校卒業予定者に係る採用意向調査 （6月～7月実施、調査対象 14,776 社、回答 4,127 社）</p> <p>(b) 学生面接会 （8月23日開催、参加企業 200 社、来場者 192 人、令和2年1月23日開催、参加企業 167 社、来場者 126 人）</p> <p>(c) 職場見学会6圏域 10 回実施（参加者 131 人）</p> <p>(d) U・Iターンフェア （9月6日～7日開催、参加企業 97 社、来場者 186 人）</p> <p>b 委託事業（札幌市）</p> <p>(a) 「働くママのための就活準備セミナー」 （6月～7月に 20 日間実施、134 名参加、10月～11月に 20 日間実施、59 名参加）</p> <p>c 委託事業（旭川市）</p> <p>(a) 若年及び高年齢求職者を対象とした職場見学会 （9月～12月に若年向け5回実施、参加者 22 人、高年齢者向け4回実施、参加者 28 人）</p> <p>(b) 企業説明会</p>

	<p>(11月27日開催、参加企業10社、来場者30人、令和2年1月29日開催、参加企業10社、来場者34人)</p> <p>(エ) 地方自治体と国が共同で職業相談・職業紹介等を行うふるさとハローワークにおいて就職支援を行った。</p> <p>【ふるさとハローワークでの就職件数(前年同期)】</p> <p>北広島市553件(553件)、恵庭市355件(459件)、登別市415件(457件)、美唄市308件(226件)、石狩市390件(376件)</p> <p>イ 地域雇用開発助成金</p> <p>【計画書受理件数】24件</p> <p>【支給決定件数】90件</p>
<p>今年度取組への反映の方向性</p>	<p>ア 地方公共団体との連携・協力による一体的実施</p> <p>(ア) 引き続き「令和2年度北海道労働政策協定」、「令和2年度札幌市雇用対策協定に基づく事業計画」に基づき緊密に連携する。</p> <p>(イ) 引き続き一体的実施事業を実施(北海道2か所、札幌市9か所、函館市2か所、旭川市2か所、北見市1か所、釧路市1か所及び委託事業)。</p> <p>(ウ) 引き続きふるさとハローワークにおいて就職支援を実施する(利用者の減少が見られる施設については、地方自治体と周知活動をはじめ連携を強化し、利用勧奨に努める)。</p> <p>イ 今年度も引き続き制度の活用促進を図り、事業所の設置・整備や創業に伴って地域求職者を雇い入れた事業主に対する支援を行う。</p>
<p>担当部署</p>	<p>職業安定部職業安定課・職業対策課</p>

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(1) 地域の実情に即した雇用対策の推進
取組の方向・目標	<p>エ 重層的なセーフティネットの構築</p> <p>ア 地方公共団体と緊密な連携を図り、生活保護受給者等の支援対象者数 5,855 人以上、就職者数 3,923 人、就職率 67%以上を目指す。</p> <p>イ 職業訓練受講者に対する職業訓練受講給付金の活用促進を図る。</p> <p>ウ 雇用保険制度の活用により雇用のセーフティネットを確保する。</p> <p>エ 雇用調整助成金の活用により失業の予防を図る。</p> <p>オ 労働移動支援助成金の活用により失業なき労働移動の実現を図る。</p>
取組結果	<p>ア 生活保護受給者等の就労による自立の促進</p> <p>(ア) 生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の開催</p> <p>【開催実績】 北海道単位 1 回、ハローワーク管轄区域単位 23 回</p> <p>【開催時期】 北海道単位 令和元年6月6日</p> <p>ハローワーク管轄区域単位 5月～8月の間に開催</p> <p>【開催結果】 北海道単位及びハローワーク管轄区域単位で、令和元年度の生活保護受給者等就労自立促進事業計画を策定。</p> <p>(イ) 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施</p> <p>【支援対象者】 5,786 人</p> <p>【就職者】 3,508 人</p> <p>【就職率】 60.6%</p> <p>(ウ) 一体的実施施設（生保型）における支援の実施</p> <p>【施設設置箇所】 札幌市中央区役所及び東区役所、函館市亀田支所、旭川市役所、釧路市役所</p> <p>【支援対象者】 1,113 人(※)</p> <p>【就職者】 661 人(※)</p> <p>【就職率】 59.4%</p> <p>(※) の数は生活保護受給者等就労自立促進事業の内数</p> <p>イ 職業訓練受講給付金初回受給者数</p> <p>【令和元年度】 658 人（平成 30 年度）800 人</p> <p>ウ 令和元年度における、雇用保険一般求職者給付の状況</p> <p>【受給資格決定件数】 63,689 件</p> <p>【受給者実人員】 18,494 人（月平均）</p> <p>【支給金額】 25,610,235 千円</p> <p>エ 雇用調整助成金</p> <p>【計画書受理件数】 183 件</p> <p>【支給決定件数】 92 件</p> <p>オ 労働移動助成金</p>

	<p>【支給決定件数】 23 件</p> <p>【就職人数】 66 件</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>ア 支援対象者については、生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象である「稼働能力、就労意欲があり、著しい阻害要因がない」生活保護受給者等が減少しているため、ハローワークの支援効果を踏まえて、幅広く確保を図る。</p> <p>また、就職率の向上を図るため、専門援助部門などハローワークの他の支援部署や地方公共団体と連携した就労支援の取組を強化する。</p> <p>イ 給付金を活用した職業訓練の受講についての積極的な周知・広報及び受講勧奨により、真に給付を必要とする者の受講促進を図る。</p> <p>ウ 引き続き、雇用保険制度の活用によりセーフティネットを構築する。</p> <p>エ 雇用調整助成金を効果的に活用し、労働者の雇用の維持を図った事業主への支援に取り組んできたところである。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を支援するため特例措置を拡充したことに伴い、申請は大幅に増加する見込みであり、迅速な支給に努める。</p> <p>オ 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対して助成し、当該労働者の早期再就職を図ったところである。今年度は、申請件数が減少傾向にあるが引き続き制度の周知を図る。</p>
担当部署	職業安定部職業安定課・職業対策課・訓練室

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(2)求職者の状況に応じた就職等の支援
取組の方向・目標	ア 季節労働者の通年雇用化の推進と雇用の安定等 季節労働者に対するきめ細かな就職支援により通年雇用を促進する。
取組結果	<p>ア 季節労働者就労支援事業による就職支援 就職支援ナビゲーター（季節労働者支援分）による就職支援 【支援対象者】 2,478 人 【就職者数】 1,330 人（うち常用 744 人）</p> <p>イ 季節労働者トライアル雇用による常用雇用への移行 【開始者数】 1 人 【終了者数】 1 人 【常用移行者数】 1 人</p> <p>ウ 通年雇用促進支援事業による就職促進 【実施協議会数】 42 協議会</p> <p>エ 通年雇用助成金制度の活用による通年雇用化推進 【通年雇用届受理事業所数】 3,481 事業所 【申請対象労働者数】 9,188 人</p> <p>オ 人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）による技能向上 【支給申請件数】 5,971 件</p> <p>カ 北海道建設産業担い手確保・育成推進協議会による関係機関との連携等 【開催回数】 2 回 【開催日】 令和元年8月7日、令和2年1月28日</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>建設業を主体とした季節労働者の就職支援、通年雇用化、雇用の安定を図るため、各種事業の実施により支援を行ったところである。</p> <p>積雪、寒冷地である北海道の地域事情等から、季節労働者に対する支援は引き続き実施する必要があるため、今年度も各種事業等の周知、活用を図る。</p>
担当部署	職業安定部職業対策課

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(2)求職者の状況に応じた就職等の支援
取組の方向・目標	イ 刑務所出所者等に対する就労支援の推進 刑務所出所者等の就労を支援する。
取組結果	<p>ア 就労支援事業による就職支援 刑務所出所者等就労支援事業（矯正施設入所者関係） 【支援開始者数】 373 人 【紹介就職者数】 98 人 刑務所出所者等就労支援事業（保護観察対象者関係） 【支援開始者数】 124 人 【紹介就職者数】 44 人</p> <p>イ 関係機関との連携等 北海道が開催する実施する「北海道再犯防止推進会議」へ出席 【開催日】 令和元年8月27日、令和2年2月14日</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>これまで就労支援強化矯正施設に指定されていた月形刑務所、札幌刑務所、札幌刑務支所に加え、令和2年度からは、網走所が管轄する網走刑務所が強化矯正施設として追加指定されている。</p> <p>今年度についても昨年度同様、当該施設へ就職支援ナビゲーターを駐在させ、矯正施設との連携を図りながら支援対象者への就職支援を行う。</p> <p>また、「北海道再犯防止推進会議」に参画し、引き続き関係機関とのネットワーク構築を図る。</p>
担当部署	職業安定部職業対策課

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(3)民間等の労働力需給調整事業の適正な運営の促進
取組の方向・目標	労働力需給調整事業が適正に運営されるよう、関係法令の周知を徹底するとともに、法違反が疑われる労働者派遣事業者、派遣先事業主及び職業紹介事業者等に対する指導監督に万全を期す。
取組結果	<p>ア 労働者派遣制度の周知・啓発</p> <p>(ア) 労働者派遣事業講習会（新規許可申請予定事業主対象） 【開催】7回（H30年度：18回） 【参加人数】21人（H30年度：74人）</p> <p>(イ) 労働者派遣セミナー（派遣労働者等対象） 【開催】16回（H30年度：12回）【参加人数】314人（H30年度：210人）</p> <p>(ウ) 法改正（同一労働同一賃金）説明会（再掲） 派遣元事業主 【開催】8回 【参加人数】758社 1,380人 派遣先事業主 【開催】10回 【参加人数】401社 563人</p> <p>(エ) 業界団体講習会講師派遣 【派遣回数】1回2名 【参加人数】31社 41人</p> <p>(オ) 労働局ホームページ等の活用（随時）</p> <p>イ 職業安定法の周知・啓発</p> <p>(ア) 事業主・業界団体講習会講師派遣 【派遣回数】2回2名 【参加人数】42社 92人</p> <p>(イ) 医療従事者等職業紹介事業者対象セミナー開催 【開催日】令和2年2月28日 【参加人数】19社 21人</p> <p>(ウ) 労働局ホームページ等の活用（随時）</p> <p>ウ 厳正な指導監督等の実施等</p> <p>(ア) 労働者派遣事業（派遣元、派遣先、請負事業者） 【実施件数】400件（H30年度：330件）</p> <p>(イ) 労働基準監督署共同監督 【実施件数】2件（H30年度：2件）</p> <p>(ウ) 職業紹介事業 【実施件数】84件（H30年度：71件）</p> <p>(エ) 需給調整連絡会議（局内情報共有・連携強化） 【開催】2回</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>令和元年度は、需給調整事業の適正な運営に向け、例年重点的に実施している派遣事業者及び紹介事業者への指導監督の外、令和2年4月1日施行の改正労働者派遣法（同一労働同一賃金）の周知に取り組んだ。</p> <p>令和2年度は、指導監督において同一労働同一賃金の導入状況の確認及び指導に重点を置いて取り組む。</p>
担当部署	職業安定部需給調整事業課

重要課題	3 職業安定行政の重点施策
テーマ	(4)雇用保険制度の適正な運営
取組の方向・目標	<p>ア 適正な雇用保険適用業務の推進に努める。</p> <p>イ 雇用保険受給者の早期再就職の促進に努める。</p> <p>ウ 不正受給の防止と返納金債権の適正な管理を図る。</p> <p>エ 電子申請の利用促進と届出処理の短縮化を図る。</p> <p>オ マイナンバーの適切な取扱いの徹底を図る。</p>
取組結果	<p>ア 雇用保険適用業務の推進 【事業所訪問指導件数】 309 件 【労働保険事務組合担当者研修会】 9地域 14 回開催</p> <p>イ 雇用保険受給者の早期再就職の促進 【雇用保険説明会での早期再就職の促進】 全所（22 所）で開催 【受給資格決定件数に対する早期再就職件数】 23,935 件 37.6%</p> <p>ウ 不正受給の防止及び返納金債権の適正管理 (雇用保険) 【雇用保険説明会での不正受給の防止】 全所（22 所）で開催 【事業所調査件数】 309 件 【不正受給件数】 179 件 【不正受給金額】 32,969,539 円 【収納済額】 25,710,087 円 (助成金関係) 【事業所調査件数】 307 件 【不正受給件数】 1 件 【不正受給金額】 9,299,600 円 【収納済額】 9,299,600 円 【事業所調査件数】 307 件 (雇用調整助成金 38 件、特定求職者雇用開発助成金 269 件)</p> <p>エ 電子申請の利用促進 【電子申請活用セミナーの開催】 9 回開催 79 事業所参加 【雇用保険資格取得届】 電子申請件数 105,608 件 28.8% 【雇用保険資格喪失届】 電子申請件数 101,010 件 29.0% 【高年齢雇用継続給付関係】 電子申請件数 26,133 件 24.4%</p> <p>オ マイナンバーの適切な管理 【職員を対象とした研修】 4月全所（22 所）で実施 【マイナンバー取得率(R2.1 現在)】 離職票 - 1 97.6% 資格喪失届 88.4% 高年齢雇用継続給付 90.5%</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>令和2年度においても、雇用保険制度の適正な運営に努める。特に、不正受給の防止及び電子申請の利用率の向上を図る。</p> <p>また、雇用関係助成金の適正かつ効果的な利用促進のためには、不正行為に係る周知、啓発を強化するとともに、助成金を利用する事業主に対する実地調査を計画的かつ積極的に実施する。</p>
担当部署	職業安定部職業安定課

重要課題	4 労働保険適用徴収行政の重点施策
テーマ	(1)公平・的確な労働保険の運営
取組の方向・目標	<p>ア 労働保険の未手続事業一掃対策の推進 令和元年度の成立目標件数 1,420件</p> <p>イ 労働保険料等の適正徴収等 (ア)収納率の維持 (イ)効果的な算定基礎調査の実施 (ウ)年度更新の円滑な実施 (エ)雇用保険率の周知・徹底</p> <p>ウ 労働保険事務組合の監査・指導 令和元年度の監査・指導目標組合数 ・所掌1事務組合 15組合 ・所掌3事務組合 217組合</p> <p>エ 電子申請の利用促進のための周知</p> <p>オ 口座振替納付の利用促進のための周知</p>
取組結果	<p>ア 成立件数は1,394件、達成率は98.2%となったが、年度末からの新型コロナウイルス感染症の影響により目標は未達成となった。</p> <p>イ (ア) 収納率は99.25%。前年同期を0.03%上回った。 (イ) パートタイム労働者が多い業種などを中心に実施し、実施件数は104件。効果額（追徴すべき額）は14,409,801円となった。 (ウ) 前年同様、令和元年11月をもって完了した。 (エ) 当局ホームページ、各種広報誌に掲載依頼し積極的に周知活動を行った。</p> <p>ウ 所掌1事務組合15組合、所掌3事務組合217組合に対して実施した。</p> <p>エ 関係団体への文書要請、当局ホームページ、年度更新リーフレット、各種広報誌への掲載による周知を行い、申請件数は令和元年度末で20,992件、申請率は11.7%となった。</p> <p>オ 関係団体への文書要請、当局ホームページ、年度更新リーフレット、各種広報誌への掲載による周知を行った。</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>ア 引続き成立目標件数を1,420件とし、未手続事業の積極的かつ的確な把握・加入勧奨を計画的に実施する。</p> <p>イ 前年度の収納率を維持するよう引き続き積極的に取り組む。</p> <p>エ 各種関係団体等に対して、あらゆる機会を捉えて電子申請の利用促進に向けた協力をお願いする。また、令和2年4月から特定法人について、一部手続の電子申請が義務化されることから、当該内容についても併せて周知する。</p> <p>オ 各種関係団体等に協力をお願いし、口座振替による納付のメリット、申込方法について事業主等へ周知する。</p>
担当部署	総務部労働保険徴収課

重要課題	5 毎月勤労統計調査に係る雇用保険、労災保険等の追加給付
テーマ	
取組の方向・目標	毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことによる雇用保険、労災保険、船員保険及び雇用調整助成金等の事業主向け助成金について必要となっている追加給付については、平成31年2月4日に公表した「工程表」に沿って着実に実施する。
取組結果	<p>ア 雇用保険における追加給付</p> <p>(ア) 現在、受給中の方への追加給付 【追加給付処理件数】8,590件（令和元年11月11日完了）</p> <p>(イ) 過去に受給された方への追加給付 【郵送案内】令和元年10月から案内開始 【追加給付処理予定件数（全道）】2,189,396件</p> <p>イ 労災保険における追加給付 本省が示した「追加給付のスケジュール」に沿って追加給付が行われた。</p> <p>ウ 雇用調整助成金における追加給付</p> <p>(ア) 平成23年度以降支給決定分 【お知らせ文書発送事業所数】712事業所 【追加支給決定事業所】409事業所</p> <p>(イ) 平成22年度以前支給決定分 【お知らせ文書発送事業所数】55事業所 【追加支給決定事業所】55事業所</p>
今年度取組への反映の方向性	<p>雇用保険については、令和2年度においても引き続き追加給付の早期支給に取り組む。</p> <p>また、労災保険では、本省が示した「追加給付のスケジュール」に沿って追加給付が行われたが、今後も本省から作業指示があった際に、適切に対処する。</p> <p>加えて、雇用調整助成金追加給付作業についても引き続き対象事業所に案内を発送し、速やかに支給事務を実施する。</p>
担当部署	労働基準部労災補償課、職業安定部職業安定課・職業対策課